



働きながら受ける年金と給与とのルール —2024.4.1—

支給停止額＝基本月額（厚生年金のみ）＋総報酬月額相当額（月額給与＋賞与の1/12月分）－50万円×1/2

加給年金 ……老齢厚生年金が一部でも支給されれば加給年金は全額支給されます

※基準額 47万円が 50万円に改正されました。年金との調整の改正により給与収入が増えることとなります。

厚生年金・健康保険に加入する対象者が拡大されます —2024.10月～—

- ・ 従業員 51 人以上（健康保険加入者・外国人も含みます）が対象企業
- ・ 週の所定労働時間 20 時間以上
- ・ 月額賃金 88,000円以上
- ・ 2 か月を超える雇用の見込みがある者（学生は除く）

算定基礎届—健康保険・厚生年金保険—

4月、5月、6月の被保険者の基本給や諸手当の総額を3か月間平均し、標準報酬月額を定め、これに基づき9月より翌年8月まで保険料を決定し、原則として固定することになります。ただし、途中で給与（固定給）が増減する場合は変更届を必要とする場合があります。届出は当事務所にご連絡をお願いします。

給与台帳・給与明細のデジタル化！ペーパーレスの給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます。便利で安心！！



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>